

四日市市病院管理規程第4号

市立四日市病院企業職員宿日直手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月1日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院企業職員宿日直手当支給規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員宿日直手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
区分			
医師又は歯科医師	救命救急センター勤務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師以外）	1回につき	50,000円
	その他の勤務	1夜につき	20,000円
		1日につき	20,000円
		半日につき	10,000円
その他職員	救命救急センター勤務	1夜につき	9,000円
		1日につき	9,000円
		半日につき	4,500円
	その他勤務	1夜につき	7,200円

		1日につき	7,200円
		半日につき	3,600円

改正前			
別表（第2条関係）			
区分			
医師又は歯科医師	救命救急センター勤務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師以外）	1回につき	50,000円
	<u>救命救急センター勤務（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師）</u>	<u>1夜につき</u>	<u>22,000円</u>
		<u>1日につき</u>	<u>22,000円</u>
		<u>半日につき</u>	<u>11,000円</u>
	その他の勤務	1夜につき	20,000円
		1日につき	20,000円
		半日につき	10,000円
その他職員	救命救急センター勤務	1夜につき	9,000円
		1日につき	9,000円
		半日につき	4,500円
	その他勤務	1夜につき	7,200円

		き	
		1日につ き	7,200円
		半日につ き	3,600円

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。